

第4章 施策の展開

基本目標1 未来を切り拓く学校教育の充実

■ 施策1 確かな学力の育成

<施策の方向>

学習指導要領の改訂を踏まえ、子どもたちが自立した豊かな人生を切り拓いていくために必要な「生きる力」を育むことを目指します。

子どもたちが基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用するための思考力・判断力・表現力等を身に付け、主体的に学習に取り組む態度を養うため、学校の指導体制や指導方法の工夫・改善に取り組み、個に応じた指導の充実を図ります。

さらに、国際理解・外国語教育や情報教育等の社会状況に対応した教育や、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けて、特別支援教育を推進します。

<施策の柱>

- ① 個に応じたきめ細かな指導
- ② 社会情勢に対応した教育
- ③ 特別支援教育の充実

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	平成27年度	平成33年度	
全国学力・学習状況調査の平均正答率 (小6 国語・算数の知識・活用) (中3 国語・数学の知識・活用)	8項目中6項目で全国平均と同程度※	全ての項目で全国平均と同程度	学力の定着状況を示す ※±5ポイント以内
授業が「分かる」と回答した児童・生徒の割合	小：94.5% 中：82.1%	小：95.0% 中：82.6%	学力の定着状況を示す
家庭学習時間が平日 小学校：30分超 中学校：1時間超 の児童・生徒の割合	小：86.8% 中：58.4%	小：94% 中：80%	家庭学習の手引きを活用し、学校での学習成果を定着させる家庭学習の取り組み状況を示す

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
学びの質を高める授業づくり研究推進校 ¹³ の割合	小中 18.1% (4校)	小中 59.0% (13校)	市の指定校として指導方法の工夫・改善に取り組み、授業・研究成果を公開している学校の割合を示す

※資料：全国学力・学習状況調査及び学校教育推進課、各年度末時点の値

¹³ 「学びの質を高める授業づくり推進」事業とは、市が市立小・中学校の研究校を指定して児童・生徒に学ぶ意欲と確かな学力を形成する授業づくりの研究を行い、その過程と成果を市内の学校に公開することで各校の授業改善に活かし、市全体の教育の質を向上させるための事業です。

子ども一人ひとりの実態に応じた教育課程を円滑に実施し、学校での学習活動を充実させるため、子どもの実態把握に努め、授業改善等の取り組みと結果を学校全体で共有・活用するとともに、学びの質を高める授業づくり推進事業を進め、その成果を市全体に広めていきます。

また、各学校の具体的な学力向上対策や取り組みについて、積極的な情報発信に努め、学校と保護者・家庭とで意識を共有することで、子どもたちが主体的に学ぶ意欲を高めながら、家庭学習や自主学習等の習慣化を促します。

<主な取り組み>

○ 学びの質を高める授業づくり推進事業

小・中学校それぞれの研究推進校において、実践を通じたより良い指導方法を教員が研究・共有し、授業改善につなげるとともに、公開研究会、指定研究発表会や教育講演会等によって、その成果を市全体へ広げ、子どもたちの学びの質を高めます。

○ 各種学力・学習状況調査結果等の分析と活用

全国学力・学習状況調査や山梨県の学力把握調査等の結果を分析・活用して学習上の課題を抽出し、その解決のために子どもたちの実態に応じた指導方法の工夫や改善方法等指導の方向性をまとめ、実践していきます。

○ 市単独雇用講師の配置

各学校の状況に応じて、学級担任や教科担任等の補助として臨時職員を配置し、一人ひとりに対応したきめ細やかな学習支援を行います。

○ 家庭学習の促進

市で作成した保護者用リーフレット「家庭学習の手引き」¹⁴のほか、山梨県の取り組み・実践結果も活用しながら、家庭との連携を密にし、学校での学習成果と家庭での学習習慣の定着に努めます。

¹⁴ 「家庭学習の手引き」とは、家庭学習の習慣化を図り確かな学力を高めるため、家庭での働きかけや取り組み等をまとめたものです。市のほか、山梨県教育委員会では「家庭学習のすすめ 学びの甲斐善（かいぜん）八か条」や、教師向けのリーフレット等を作成して家庭学習の推進に取り組んでいます。

子どもたちに、さまざまな課題について自ら考え、主体的に解決していく力や、社会の変化に柔軟に対応するための適応能力等を育むため、小・中学校での言語活動や外国語活動・外国語科の充実を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

さらに、将来について夢を持ったり、自分の生き方について考えたりすることで、自分らしい人生を実現するための力を育むキャリア教育を進めていきます。

<主な取り組み>

○ 言語活動の充実

言葉を使った思考力・判断力・表現力を高めるため、各教科において話す・聞く・書く・読むといった場面でそれぞれ説明、話し合い、記録、要約、論述といった活動を取り入れ、言語活動を充実させる授業を展開していきます。

また、特に日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒についても、山梨県と連携しつつ、日本語活動・就学の支援に努めます。

○ 外国語活動、外国語科の充実

外国語指導助手（ALT）¹⁵を有効に活用し、小学校では外国語に触れる機会を増やし、自分と異なる言語や文化についての体験的な理解を深め、コミュニケーション能力の素地をつくります。中学校では、外国語や他国への興味・関心を一層深めながらコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、国際共通語である英語の語学力向上を図ります。

さらに、英語教育連絡協議会¹⁶等を通じて、小・中学校で連携して外国語教育を推進します。

○ キャリア教育の推進

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、職業を通じて社会の一員としての役割を果たすことの意味について理解することからはじめ、児童・生徒の勤労観や社会性を養い、将来の生き方に役立つようなキャリア教育に取り組みます。

15 「外国語指導助手（ALT）」とは、Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、外国語活動や英語授業等で教師と協力してチーム・ティーチング（共同授業）等を行う者をいいます。

16 「英語教育連絡協議会」とは、小学校、中学校、高等学校における英語教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るために国が指定した英語教育強化地域拠点事業研究校（市内小学校2校、中学校・高校各1校）が、研究開発の具体策を協議し、確認するために設けられた組織をいいます。

○ ICT活用と情報モラル教育の推進

各学校において、タブレットパソコン等のICT機器を活用して、子どもたちの理解をより深める授業や、学習意欲の向上を図り、確かな学力につなげるための研究を推進します。

また、情報機器やインターネットを適切に活用するための情報モラルやセキュリティについて、子どもたちが学ぶ機会を設けます。

学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする子どもについて、学校・地域の状況に応じて、学校教育を受けるにあたって個別に必要な環境整備等の合理的配慮を提供するとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導・支援を行い、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

また、就学前から義務教育終了後まで一貫した途切れのない支援体制の整備に努めます。

<主な取り組み>

○ 支援体制の整備

各学校の特別支援コーディネーターを中心として、特別支援教育に関する校内支援委員会・職員会議・ケース会議等で情報共有を行いつつ、特別支援教育に関わる相談・連絡調整が組織的に進められるよう、保護者・学校・専門機関との連携に努めます。

また、子どもの成長に合わせた個別の教育支援計画¹⁷を作成し、継続して適切な支援ができるよう努めるとともに、教職員が特別支援教育についての理解をより深めるため、研修会等を実施します。

○ 市単独雇用講師の配置

特別な支援を必要とする子どもを学習・生活面で支援するため、必要に応じて小・中学校の普通学級、特別支援学級に市独自で臨時職員を配置します。

○ 学習環境の整備

子ども一人ひとりの障害等の状況を把握しながら、それぞれのニーズに応じた器具や教材等を整備し、学習環境を整えます。

また、保護者の経済的負担を軽減するための支援として、小・中学校における特別支援教育就学奨励費制度¹⁸の周知と充実に努めます。

17 「教育支援計画」とは、障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考え方に基づき、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的とする計画です。

18 「特別支援教育就学奨励費制度」とは、障害のある児童・生徒が小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費（学用品費や学校給食費等）について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体がその費用の全部又は一部を援助する制度です。

■ 施策2 豊かな心の育成

<施策の方向>

ユネスコエコパーク¹⁹に代表される地域の自然や伝統・文化を学ぶ機会を充実させるとともに、地域・家庭・学校が連携しながら、さまざまな事業を実施することで、子どもたちに豊かな人間性や社会性・規範意識を育み、他者を思いやり尊重する心と、ふるさとを愛する心を育てる教育を推進します。

<施策の柱>

- ① ふるさと教育の推進
- ② 道徳教育の充実
- ③ 一人ひとりを大切にした教育・指導体制の充実

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
礼法を取り入れた授業を行っている学校の割合	小中 100%	小中 100%	道徳教育、ふるさと教育の推進状況を示す
市の文化財・普及教育事業を利用した授業を行っている学校の割合	小中 77%	小中 100%	ふるさと教育の推進状況を示す
道徳の授業を地域住民や保護者に公開している学校の割合	小中 100%	小中 100%	家庭・地域と連携した道徳教育の推進状況を示す
学校生活が「楽しい」と回答した児童・生徒の割合	小：92.4% 中：89.1%	小：92.9% 中：89.6%	学校生活の充実度合いを示す
不登校率	小：0.07% 中：2.57%	小：0.05% 中：2.50%	問題行動への対応・指導、相談体制の充実度合いを示す
認知されたいじめの解消率	小中 91.2%	小中 96.2%	

※資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査・学校教育推進課、各年度末時点の値

¹⁹ 「ユネスコエコパーク」とは、1976年からユネスコが実施している生物圏保存地域のことで、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みです。南アルプスの山々とその周辺の地域は、2014年(平成26年)にユネスコエコパークに認定されました。

本市は、南アルプスの山々に代表される豊かな自然に囲まれています。人々はこれまで自然を活かし、自然の恵みに感謝しながら、さまざまな文化を生み出し、暮らしてきました。

生涯にわたってこの自然環境や文化に誇りを持ち、地域を守り、ともに生きていく子どもたちを育成するための教育を推進していきます。

<主な取り組み>

○ 地域を知る学習の充実

ふるさとについて理解し、ふるさとを誇りに思う気持ちを育むため、教職員や関係機関が連携して、社会科や総合的な学習の時間等において、地域を知る学習を充実させるよう取り組みます。

○ 副読本の作成と活用

ユネスコエコパークをはじめとした本市の自然や文化財、公共施設等の紹介を、動画等も取り入れつつ、小学生にも分かりやすい内容にした社会科副読本「わたしたちの南アルプス市」を作成します。

また、学校ごとに小学校3・4年生の学習で活用しながら、児童に分かりやすく、ふるさとの学習ができるよう授業の充実を図ります。

○ 体験活動の充実

各学校で、実態に応じて、南アルプスの山々を舞台にした自然体験活動や地域の特色を活かした農業等体験活動を行い、豊かな感性を育てるとともに、自然環境の素晴らしさを知り、ふるさと南アルプスを愛する心を育てます。

子どもたちに豊かな人間性や社会性、また規範意識を育むため、家庭や地域と連携しながら、学校教育活動全体を通して道徳教育を行い、充実を図ります。

<主な取り組み>

○ 体験活動を活かした道徳教育の推進

礼法等の体験活動を教育活動に取り入れ、子どもたちが相手への思いやりや自律の精神を学び、豊かな人間性や社会性を育てる道徳教育を推進します。

○ 地域や家庭と連携・ふれあいを大切にした道徳授業の充実

道徳の教科化へ向けて、教職員の指導力向上や指導内容の充実を図ります。その上で、各学校で道徳の授業を地域や保護者等に広く公開し、学校での様子を理解してもらいながら、家庭での取り組みを促すとともに、地域人材を講師とした授業を実施する等学校や家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図っていきます。

○ ふるさとを題材にした情操教育の充実

各学校において、地域の偉人や先人の取り組み等を題材とした資料を、図書館・美術館等の施設や職員等と連携しながら、教材として積極的に学校教育に取り入れ、読書活動と併せて子どもたちの情操を養います。

教職員が学級集団の状態や児童・生徒の意欲、満足感の実態を正確に把握するための標準化心理テスト²⁰を実施し、魅力ある授業づくりや、一人ひとりを大切にする学級集団づくりに活用します。

また、それぞれの子どもの課題に対応するための相談・支援体制を充実させるとともに、教育講演会を開催・参加することで教職員の資質を高め、問題行動の早期発見・早期対応に努めながら、子どもにとって安心できる学級・学校づくりを図っていきます。

<主な取り組み>

○ 命の教育の推進

各学校において、道徳教育、特別活動、生活科や総合的な学習の時間だけでなく、学校教育活動全体を通じて、命の大切さや相手を思いやる心の育成に取り組めます。

○ 問題行動への対応・指導体制の確立

各学校がそれぞれ策定した「いじめ防止基本方針²¹」にのっとり、いじめ等さまざまな問題行動に組織的に対応します。

また、標準化心理テスト等を実施・活用して、問題行動の早期発見に努めるとともに、職員組織を十分に機能させ、必要に応じて関係機関と連携をとりながら素早い対応を目指します。

さらに、いじめ・不登校に係る研修会・教育講演会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

○ 組織的教育相談の実施

保護者や子どもが安心して悩みを相談できるよう、市が配置するスクール

20 心理テスト等の結果を的確に評価し、テストの信頼性・妥当性・客観性を確保するためには、基準となる集団を定め、その集団における相対的位置づけを基に尺度を作ることが必要です。この作業を「標準化」と言い、本市では、標準化された心理テストである「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(Q-U)、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」(hyper-QU)を実施しています。

21 「いじめ防止基本方針」とは、いじめ防止対策推進法第11条に基づいた、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針です。平成25年には国の方針が策定されており、それを参酌して各学校でも地域の実情に応じた方針の策定等の取り組みを行っています。

ソーシャルワーカー（SSW）²²やスクールカウンセラー（SC）²³、臨床心理士等が学校と連携しながら教育相談にあたり、それぞれが必要な情報提供や助言・支援を受けられる体制を充実させることで、問題行動の未然防止と早期改善、貧困等家庭環境の課題解決を目指します。

また、学校においては、スクールサポーター²⁴等関係諸機関との連携を強め、きめ細やかな対応に努めます。

○ 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、市が設置している適応指導教室（あるぷす教室Wing）における相談・指導体制を整備し、さらに充実させていきます。

22 「スクールソーシャルワーカー（SSW）」は、都道府県教育委員会・学校等に配置され、教育分野に関する知識と社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、さまざまな問題を抱える児童・生徒への相談だけでなく、置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整等によって、課題解決のための支援を行う専門家です。

23 「スクールカウンセラー（SC）」とは、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する専門家で、学校等へ配置され、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行います。

24 「スクールサポーター」は、警察署等に配置され、学校からの要請に応じて学校に出向き、学校における問題行動等への対応や、巡回・相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行います。

■ 施策3 健やかな体の育成

<施策の方向>

子どもの体力向上を目指し、食事や適度な運動によって身体をつくり、健康・安全に維持・成長できるよう、体育科の授業等学校での活動を充実させます。

さらに、子どもたちが生涯を通じて、自分で自分の健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身に付けるために、家庭・社会生活における活動に連動するよう、運動の習慣化を図ります。

<施策の柱>

- ① 子どもの体力向上
- ② 食育・健康教育の推進

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
体力・運動能力の状況 (8種目の体力合計点 小5) (8種目の体力合計点 中2)	小：52.55 点 中：48.55 点	小：55 点 中：50 点	子どもの体力の状況を示す
市の食に関する指導年間計画に基づいた年間指導計画により、栄養教諭等による授業を実践している学校の数	0 校	22 校	食育の推進状況を示す
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	小：92.8% 中：86.9%	小：95% 中：90%	望ましい食習慣の定着状況を示す
1日の平均睡眠時間が 小学校：8時間以上 中学校：6時間以上 の児童・生徒の割合	小：68.3% 中：91.4%	小：84.2% 中：95.7%	望ましい生活習慣の定着状況を示す

※資料：山梨県新体力テスト・健康実態調査、各年度末時点の値

学校体育の授業内容を充実させ、体育行事等の取り組みを通して、体力・運動能力の向上と運動の日常化を図るとともに、何事にも最後まで粘り強く取り組む心の育成に努めます。

併せて、中学校においては、部活動を通してスポーツが好きな生徒を増やし、心身の発達を図ると同時に、生徒同士の絆を深めていきます。

また、日常生活での運動の習慣化を促し、スポーツに親しむ素地をつくることで、学校体育から生涯スポーツへと活動をつなげていきます。

<主な取り組み>

○ 体育の授業の充実

各学校で、児童・生徒の発達段階に応じて内容を工夫し、集中して取り組むことのできる授業を行うとともに、運動の習慣化につながる内容を検討・実践します。

○ 体力・運動能力、運動習慣等調査²⁵の活用

義務教育の9年間を通じて実施している調査結果から、児童・生徒の実態を把握し、各学校で子どもの実態に合った運動方法を研究します。

また、それぞれの学校で「一校一実践」に取り組みます。

○ 体育行事・大会への参加促進

親睦球技会や陸上記録会等の体育的行事を企画・運営する教育協議会²⁶を積極的に支援し、子どもたちにスポーツの良さを知ってもらいながら、体力の増進を図ります。

また、特に中学校においては部活動を充実させるとともに、市が全国・関東大会への出場費用の一部を補助することで、スポーツへの意欲を向上させます。

25 「体力・運動能力、運動習慣等調査」とは、全国の小学校5年生・中学校2年生を対象とした調査で、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び等の実技については新体力テストとして実施されます。このほか、生活習慣や食習慣、運動習慣等についても調査し、その結果を子どもの体力向上に活かすものです。

また、山梨県では実技のほかに健康に係わる独自のアンケートも行い、併せて山梨県新体力テスト・健康実態調査として実施しています。

26 「教育協議会」は、校長会・教頭会・教育会により組織され、地域教育の振興を図るため連絡・協議を行うとともに、児童・生徒を対象とする諸行事及び教職員の研修に係る行事を開催しています。

○ 運動習慣の定着化

山梨県が実施している「子どもの体力向上推進事業²⁷」と提携して、「家族で元気アップ」事業²⁸等への積極的参加を促し、家族が学校と連携して行う運動実践を通じて、運動の習慣化を図っていきます。

○ 学校体育から生涯スポーツへ

市と学校が連携して、地域のスポーツ教室やスポーツ少年団等の情報を積極的に周知していくことで、スポーツに興味を持ち、運動が好きな子どもを増やすとともに、生涯スポーツ活動への橋渡しをしていきます。

27 「子どもの体力向上推進事業」は、山梨県教育委員会が取り組んでいる事業で、学校生活の中で子どもたちが夢中になって運動し、遊びにのめり込んでいくような仕掛けをつくることで、運動の習慣化を図ることを目指すものです。

28 「家族で元気アップ」事業も同じく山梨県教育委員会が行っているもので、幼少期から家族で運動に取り組むことで子どもたちの活力を引き出し、体を動かす遊びの中から健やかな体と豊かな心を育むため、運動遊びの紹介・体験教室を開催しています。遊びや運動をきっかけに家族のコミュニケーションが豊かになり、健康や体力の向上も期待できます。

体育、家庭（小学校）、保健体育、技術・家庭（中学校）等の関連教科や特別活動等において、生活の拠点となる家庭での教育を基礎として、健康に関する基礎的な教養を身につけ、適切な活動が実践できるよう促し、健康で活力ある生活を送る素地を培うため、健康教育を推進します。

また、さまざまな場面で、子どもたちが自分で自分を守る意識を持つよう、安全教育を学校の教育課程に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

<主な取り組み>

○ 食育の推進

栄養教諭が中心となって市の食に関する指導年間計画を策定し、それを活用しながら各学校の実態に応じた年間指導計画を作成するとともに、栄養教諭等が各学校を巡回して授業実践に取り組み、食育を充実させていきます。

また、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解と認識を深めるため、食品ロスの削減・食品廃棄物のリサイクル等学校給食の実施に伴って発生する廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を取り上げることで、環境教育の観点からも、学校給食を「生きた教材」として活用していきます。

○ 家庭教育との連携

家庭において子どもたちにより望ましい食習慣を身に付けさせるため、給食の献立表・給食だより等の配付や、給食試食会の実施等あらゆる機会を活用して、食育の大切さを家庭に伝えます。

また、健康・安全教育についても、家庭教育での役割が非常に重要であることから、各学校では学校だより、学年・学級通信や保健だより等で情報を提供し、学校と家庭が連携して取り組んでいきます。

○ 教育課程に位置づけた健康・安全教育の実施

各学校で、体育及び保健体育の教育課程において、がんやメンタルヘルス、感染症等も含めた心身の健康・安全全般についての知識を習得させるとともに、家庭等の教科や道徳でも健康に関する内容を継続的に扱っていきます。

また、命の大切さを実感する「命の授業」、体育・保健体育の教科指導及び

学校薬剤師・薬物乱用防止指導員²⁹等の外部講師を活用した「薬物乱用防止教室」の授業を実践するほか、特別活動や日常的指導を通じて保健指導、安全指導、給食指導等を実施していきます。

○ 教職員の研修実施と関係機関との連携

市・教育協議会・山梨県が連携して、学校保健活動の中核となる養護教諭や保健主事を対象とした定期的な情報交換会や研修会を実施し、授業内容を充実させ、各学校における学校保健活動が充実するよう努めます。

また、学校では、警察や市等関連機関の協力を得て、交通安全や不審者対策も考慮した講習会を学校行事において実施し、子どもたちが自分で自分の命を守れるよう資質を培っていきます。

²⁹ 「薬物乱用防止指導員」は、都道府県から委嘱を受けて、薬物乱用の実態や弊害等について知識を習得し、地域に根ざした薬物乱用・再乱用防止の啓発、教育指導を積極的に行い、活動の中心的役割を担うものです。それによって青少年の健全育成と住みよい環境づくりを進めていきます。

■ 施策4 学びを支える環境の整備

< 施策の方向 >

子どもたちの豊かな学びを支えるため、計画的・長期的な視点に立って学校教育施設の整備を進め、より良い教育環境をつくとともに、適正な施設管理・運営を図ります。

また、より充実した教育活動を展開するため、教職員の資質向上に努めます。

さらに、家庭・地域との連携を深めながら、小・中学校間の連携や小中一貫教育についての研究・実践を進め、義務教育期間を通じて一貫した教育課程において、子どもたちが安心して学ぶことのできる教育環境を整えます。

< 施策の柱 >

- ① 教職員の資質・能力向上
- ② 地域・家庭と連携した学校づくり
- ③ 小中一貫教育の推進
- ④ 学校教育施設・設備の整備・充実
- ⑤ 経済的支援の充実

< 成果指標 >

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
教職員を対象とした研修会の実施回数	8 回	8 回	教育課題に応じた教職員の資質向上の度合いを示す
小中一貫校	0 校	2 校	小・中連携を基盤とした、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進状況を示す
学校関係者評価委員・学校評議員 ³⁰ 制度により地域と連携を行っている学校の数	小中 22 校	小中 22 校	保護者・地域と連携した一貫した教育課程の導入状況を示す

※資料：学校教育推進課、各年度末時点の値

30 「学校関係者評価委員」とは、学校評価制度において、各学校の教職員が行う自己評価の結果について評価する委員で、保護者、地域住民等の学校関係者等で構成されています。

また、「学校評議員」は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の第 49 条に定められている学校評議員の制度において、学校運営に関して意見を述べる委員のことです。

学校教育の推進においては、教師の指導力が非常に重要です。多忙な教育現場を支え、学校全体で連携しながら、教職員の資質・能力と意欲の向上に努めます。

教職員の人事評価制度を活用して意識改革を図ると同時に、組織的な授業研究を推進することによって、教職員が研鑽を積み、能力を向上させることを目指します。

また、教職員が研修会・講演会へ積極的に参加するよう促すとともに、市が企画・開催する研修会等の内容も充実させ、教職員の見識を高めます。

<主な取り組み>

○ 教職員の人事評価制度の活用

各学校において、人事評価制度における自己評価や管理職との面談、授業観察・指導を通して、教職員自身が自己の能力や適性、職務における課題等を自覚するとともに、教職員の意欲や能力等を客観的・継続的に把握・評価しながら、それぞれが持つ能力を最大限に引き出し、意識改革・能力開発等を進めます。

○ 研修会・講演会の充実

実践的指導力を高めるため、国・県及び教育団体等が主催する研修会への参加を推進します。

また、市で企画・開催する研修会・講演会については内容等を見直し、教職員にとって、より魅力的で有意義なものになるよう改善していきます。

○ 校内研究会の充実

各学校の校内研究会において、教職員同士で授業を参観し合い、組織的に研究・協議を行いながら、授業力を高めるよう取り組みを改善します。

また、市や山梨県の指導主事、外部講師を積極的に招き、外部からの意見・研究等も取り入れ、教職員の意識改革と資質向上に努めます。

地域に開かれた学校づくりを推進して、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを支える環境を整備します。

学校評価制度を活用しながら保護者や地域の意向・要望を把握し、協力を得るとともに、それらを学校運営に活かすように努め、これまで取り組んできたPTA活動等地域の教育資源を継続して活用し、教育活動や学校安全の充実を推進します。

<主な取り組み>

○ 学校評価制度の活用

各学校で、地域の人々から学校関係者評価委員や学校評議員を選任し、学校評価の結果をホームページ等で広く周知するとともに、学校開放日を設ける等保護者や地域の意見や要望を学校運営に活かすように努め、地域に開かれた学校づくりを積極的に進めます。

○ 地域人材を活かした教育活動の推進

市と学校とで連携して学校ボランティアや学校応援団員³¹の増員に努め、地域人材を活用することにより、地域の教育力を向上させ、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。

○ 学校安全への取り組み

登下校の時間も含めて、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、各学校が市・家庭や子ども見守り隊³²等の地域関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に取り組んでいきます。

31 「学校ボランティア」は学校支援ボランティアとも言い、学校の教育活動について地域の教育力を活かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動及びその人を指します。

また、「学校応援団」は、学校における学習活動、安全と安心の確保、環境整備等について、保護者・地域住民がボランティアとして協力・支援を行う活動で、文部科学省の「学校支援地域本部事業」(H20～22年)としてスタートしたものです。

32 「子ども見守り隊」とは児童・生徒の登下校の安全を見守るボランティア組織です。主体は地域の自治会、老人会、PTA、商店街組合、NPO等さまざまで、主に徒歩での防犯パトロールや通学路における子どもの保護・誘導等の活動をしています。

○ P T A活動への支援

学校の環境を整え、教育活動を充実させるため、学校ごとで取り組んでいるP T A活動のさらなる充実を支援します。

また、南アルプス市連合P T Aが開催する喫緊の教育課題や市の教育活動に関する学習会を支援し、家庭の教育力の向上を図るとともに、家庭と学校及び行政が課題を共有しながら、子どもたちの健全な成長に向けて連携して取り組みます。

小・中学校の学習指導や生活指導の内容・方法に起因するギャップを解消し、義務教育の9年間を通して子どもたちが安心して学べるよう、小・中学校の教職員が情報を共有して互いに理解と連携を深めることにより、学習の継続性や指導の一貫性の保持に努めます。

また、小中一貫教育について調査・研究を進め、本市への導入に向けて取り組みます。

<主な取り組み>

○ 中学校区における教職員の連携強化

市内の中学校区ごとに、中1ギャップ等諸問題に対応するための情報交換会・交流会に加えて、小・中学校の教職員が授業を参観し合い研究・協議を行う校内研究会や、児童・生徒も含めた授業の相互交流等を実施し、小・中学校の連携強化を図ります。

○ 小中一貫教育に向けた環境の整備

教育の一貫性を保持するためには、義務教育の9年間を通じて目指す児童・生徒像をもとに、どのような内容で教育活動を行うかを示した教育課程の編成・作成が重要です。

また、小・中学校いずれの教員免許も取得している教員の配置や、教職員の連携に施設・設備を整備することも必要になります。

先進校の取り組みと実情を調査・研究し、山梨県の協力等も得ながら、全市立学校における小中一貫教育の実現と、併せて小中一貫校の設置に取り組みます。

学校教育施設・設備の安全性確保と耐久性を向上させるため、改修や設備の更新等を計画的に実施し、快適で安全・安心な学習環境の確保に努めます。

また、時代のニーズに対応した設備の整備・充実や、教職員の危機管理能力を向上させ、学校の危機管理体制の構築に取り組みます。

さらに、学校規模の相違が教育の機会や水準の格差に結びつくことのないように、市立小・中学校の適正な規模・配置について、調査・研究と検討を行います。

<主な取り組み>

○ 学校施設・設備の整備

耐震化の完了していない建築非構造部材等の改修を計画的に進め、安全確保に努めます。

また、年度ごとに学校施設整備計画を策定し、子どもたちが学校でより快適に過せるよう、トイレの洋式化や現在の教育ニーズに応じた改修等も実施し、学校施設・設備の長寿命化を図ります。

○ 教育系情報ネットワーク環境の整備

子ども1人に1台ずつ、タブレット型端末等のICT機器を継続して整備するとともに、学校においては、さらに効果的な利用や授業での活用方法を研究することで、確かな学力の育成と学習意欲の向上につなげていきます。

また、教職員向けに配備しているコンピュータや情報共有・校務支援システムを継続して活用するとともに、利用促進や統一した運用のための操作研修等を実施し、システムの機能充実に努めます。

○ 学校図書館の整備・充実

学校規模に応じて蔵書を計画的に充実させるとともに、子どもたちが利用しやすい環境づくりと、授業との連携等学校図書館の有効活用を支援するため、司書教諭に加えて、各学校に学校司書を配置するよう努めます。

また、学校においては、地域の図書館と資料借り受け等の提携をしながら、図書館を中心とした学校での読書活動の推進を図ります。

○ 教材・教具の整備と活用

学習活動に必要な教材・教具の整備・充実を進めるとともに、効果的な活用について研修を行い、各学校が創意工夫して特色ある教育活動を展開していきます。

○ 危機管理体制の整備・充実

過去に経験したことのない自然災害等にも対応できるように、各学校がそれぞれの実情に応じて防災・防犯計画及び危機管理マニュアルの見直しを随時行い、子どもの命を守る危機管理体制を強化します。

また、防犯訓練・防災訓練や研修等を充実させ、子どもたち自身と教職員の危機管理能力・危機対応能力の一層の向上に努めます。

○ 学校規模・配置の適正化

子どもたちが、集団生活を送りながら互いに切磋琢磨し、コミュニケーション能力等変化の激しい社会を生き抜くための力を身に付けられるように、人数・学級数等について、望ましい学校の規模や配置のあり方を検討します。

教育の機会均等保障と貧困対策のため、学校生活に必要な費用を援助することで保護者の経済的な負担を軽減する取り組みや、高等学校・高等教育機関で修学する機会を確保し、全ての生徒・学生が安心して学ぶことができるように、奨学金貸付等の取り組みを継続して実施します。

<主な取り組み>

○ 就学援助の充実

小・中学校における就学援助制度³³の充実と、その周知に努めます。

また、学齢の子どもが3人以上いる保護者に対する学校給食費助成制度も、引き続き実施します。

○ 学習環境の整備

子ども一人ひとりの障害等の状況を把握しながら、それぞれのニーズに応じた器具や教材等を整備し、学習環境を整えます。

また、保護者の経済的負担を軽減するための支援として、小・中学校における特別支援教育就学奨励費制度の周知と充実に努めます。(施策1 施策の柱③ 再掲)

○ 奨学金制度の充実

高等学校や大学等高等教育機関で修学を希望する生徒・学生について、一定の条件を満たす場合に、奨学のための資金を援助又は貸し付け、経済的な負担を軽減します。

³³ 「就学援助制度」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、保護者が負担する教育関係経費（学用品費や学校給食費等）について、国及び地方公共団体がその費用の全部又は一部を援助する制度です。

■ 施策 5 地域文化の継承とふるさと教育の推進

＜施策の方向＞

生まれ育った地域の豊かな歴史や文化に裏打ちされた、南アルプス市民としての地域アイデンティティの創出を通じて、郷土を愛する心を持った人づくりを推進します。

＜施策の柱＞

- ① 地域資源の保存・活用
- ② ふるさと教育の推進

＜成果指標＞

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
市の文化財や伝統文化を地域の宝として次世代に伝えていくことは重要と回答した市民の割合	83.9%	93%	市民の歴史的・文化的資産に対する認識を示す
文化財や伝統芸能の保護や継承活動に満足していると回答した市民の割合	35.9%	39.5%	市の施策に対する満足度を示す
過去 1 年間に市内の史跡探索や伝統芸能の体験活動を行ったと答えた市民の割合	14.2%	15.5%	教育普及事業、ふるさと教育への参加度合いを示す

※資料：市民アンケート調査、各年度末時点の値

市民共有の財産である本市の歴史的・文化的資産や伝統文化をさらに発掘していくとともに、歴史的・文化的資産を適正に管理し、その魅力を高め、かつ活用しながら、それが「資産」であるという意識を市民に醸成していきます。

また、資産を包括して「ふるさと〇〇博物館（フィールドミュージアム）」としてアピールすることにより、本市のなりたちや固有の文化を大切に思い誇りとする市民を育て、さらに資産が個性的なまちづくりの素材として活用されることを目指します。

<主な取り組み>

○ 地域資源の顕在化（悉皆調査）

その価値や存在が顕在化しないままに散逸・滅失の危機に瀕している古文書や民俗資料、建造物、口承等の文化財について、その所在や価値等について悉皆調査を実施します。

また、調査を市民協働で行い、並行して実施するワークショップ等を通じて、こうした文化財が守り活用するに値する「資産」であるという意識を醸成していきます。

○ 埋蔵文化財の保護と活用

地下に包蔵され、目に触れることが少ない埋蔵文化財や遺跡について、各種開発事業と調和した適切な保護を推進するとともに、市民共有の財産として目にみえる形での活用を図ります。

○ アーカイブの構築

顕在化した資源の画像や映像、音声等を効果的に蓄積し、幅広く活用できるようなデジタルアーカイブ³⁴の構築を図ります。

○ 人材の育成・支援

文化財の保護や教育普及活動を市民協働で行いながら、それぞれの地域の魅力を語ることでできる人材の育成に取り組むとともに、各種の情報提供等

34 「デジタルアーカイブ」とは、有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信できる仕組みのことで、本市では、その効果的な情報発信や閲覧方法について研究していきます。

を通じて、地域の歴史的・文化的資産を活用したまちづくりに取り組む市民を支援していきます。

○ ふるさと〇〇^{まるまる}博物館の推進

「ふるさと〇〇博物館（フィールドミュージアム）」をスタートさせ、地域資源の発掘や、モデルコースを設定する等多角的に展開することによって、市の歴史的・文化的資産を収集・保存し、整理・活用と教育・啓発活動を包括的に展開していきます。

あらゆる世代の市民に、市のなりたちや歴史を知る機会を継続的に提供していきます。

また、本市の歴史的・文化的特性を視覚的にわかりやすくアピールする場や案内表示等を設け、伝承や活用に向けた環境を整備します。

<主な取り組み>

○ 教育普及事業の推進

市内小中学校や関係機関・団体と連携を深め、次代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民に、ふるさとの歴史的成り立ちや魅力にふれる機会を提供します。

○ 文化財情報の積極的発信

現在運用中の「文化財Mなび」³⁵を充実させる等積極的・多角的な情報発信に努めます。

○ 国史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）整備事業

全国的にも珍しい河川堤防の史跡として、また本市の歴史を象徴する文化財として、保存に万全を期するとともに、その本質的価値を顕在化させ、さらなる活用に資するよう整備を進めます。

○ ふるさと文化伝承館等の活用

歴史的・文化的資産の保管・公開と、これらを活用した体験学習の場として一層の機能充実を図るとともに、恒久的に保管していくための施設として、収蔵資料それぞれの性質に対応した保存環境を整えます。

○ 重要文化財「安藤家住宅」の活用

重要文化財としての価値を損なわないよう維持・管理に努めながら、貸し出しスペースのさらなる利用促進に努める等一層の活用を図ります。

また、利用者の利便性を向上させるよう施設全体の環境を整えます。

35 「文化財Mなび」とは、携帯電話やモバイル端末を利用して、市内に設置されたステッカーのQRコード（二次元バーコード）を読み取ることで、市内に点在する歴史的・文化的資産の情報を取得することができるシステムです。文章と写真だけでなく、その地域の住民や子どもたちの声による音声ガイドも備えている点が特徴で、ガイドマップと連動させ、テーマ別に散策コースを提案しながら、情報配信を行っています。

■ 施策 6 生涯学習の推進

＜施策の方向＞

生涯学習社会の実現に向けて、市民の幅広い学習ニーズに対応するよう努め、市民の主体的な学習活動を支援するとともに、学習成果を発表する場を増やし、充実させていきます。

また、市民が安心して充実した学習活動を行えるよう社会教育施設の適切な維持・管理と運営を進めます。

特に、図書館においては、蔵書整備や読書普及のための活動等図書館機能の充実に努め、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民の学びに役立つサービスを展開していきます。

さらに、美術館を拠点として、市民の生活に潤いと安らぎをもたらす芸術・文化の鑑賞機会を提供し、ふるさとにゆかりのある作品・資料等の保存・継承に努めるとともに、地域における教育普及活動を充実させ、子どもたちの芸術に対する感性を育てていきます。

併せて、芸術・文化振興の拠点として、桃源文化会館の機能を充実させ、施設の利用を促進するとともに、文化団体・人材の育成や活動の活性化を目指します。

＜施策の柱＞

- ① 学習機会や情報の提供・充実
- ② 学習の成果を活かす環境づくり
- ③ 市民主体の活動支援
- ④ 生涯学習拠点の整備
- ⑤ 読書活動の推進

＜成果指標＞

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
趣味や娯楽なども含め、生涯学習活動を行っている」と回答した市民の割合	33.1%	41%	生涯学習活動の普及・定着状況を示す
図書館レファレンスサービス件数	5,488 件	5,927 件	図書館の利用促進活動の成果を示す

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
市民一人当たりの図書館資料年間貸出点数	5.13 点	5.54 点	図書館の利用促進活動の成果を示す
図書館所蔵資料数	346,589 点	374,316 点	資料の充実度を示す
美術館の年間入館者数 (うち 18 歳未満の子どもの数)	10,348 人 (1,586 人)	12,000 人 (2,300 人)	美術館の利用促進活動の成果を示す

※資料：市民アンケート調査・文化財課・市立図書館・市立美術館、各年度末時点の値

市民の多様な学習ニーズに応える講座や講演会、研修会等の学習機会を提供するとともに、学習についての情報を発信し、生涯にわたる学習を支援します。

<主な取り組み>

○ 学習プログラムの整備・充実

市民にとって魅力ある講座や、学問的知識や技能の習得、地域における課題等を題材とした質の高い学習プログラムを提供することにより、市民の学習意欲の高揚を図ります。

また、講座の開催日・時間等を見直し、市民が参加しやすい環境づくりを促進します。

○ 学習ニーズの把握と職員の能力向上

講座受講者を対象としたアンケート等を実施し、学習ニーズの把握に努めます。

また、学習講座の企画・運営に当たる市職員が各種研修会等に積極的に参加し、スキルアップに努めます。

○ 学習情報の提供

市の広報紙やホームページ等で、学習の内容や社会教育施設、学習に関連する相談窓口等の情報を、誰でも簡単に入手できるよう、積極的な情報発信に努めます。

幅広い分野で優れた資質と専門的な能力を持つ人材を発掘し、指導者の育成・確保を行うことにより、学習で得た成果や知識・技術等を地域社会に活かすことができる環境づくりに努めます。

<主な取り組み>

○ 活動の場の提供

新たに学習しようとする市民にとって良いきっかけとなるとともに、指導者となる市民がさらに学習意欲を高めるため、これまでに培った経験や知識等学習成果を活かす場として、自ら講座を企画・開催する場を提供できる体制を整えます。

○ 人材の育成と確保

これまでに講座等に参加した市民の中から、今後の学習活動の指導者となりうる人材を発掘するよう努めます。

特に、定年退職を迎える世代や高齢者を中心とした人材を発掘し、指導者としての更なる能力向上を図るとともに、これまでの経験や知識・技術を学校教育や地域社会の場で活かせるよう支援していきます。

公民館を中心に、世代や立場等の異なる市民が集う地域の形成を支援し、地域の住民が自主的に取り組む生涯学習活動の促進を図ります。

<主な取り組み>

○ 公民館活動の活性化

自治会や社会教育関係団体³⁶等とも協力・協働しつつ、市民一人ひとりの活動を支援するとともに、地域課題の解決に役立つ学習プログラムの立案や開催を支援し、地域の活性化と絆づくりにつながる公民館活動を促進します。

○ 市民主体の学習活動の支援

各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進します。

また、各種団体に対する助言・指導等を行い、適正な活動が行われるよう支援します。

○ 公民館館長・主事³⁷への支援

市民の学習ニーズに対応するため、公民館館長や主事が、各種事業や住民の交流の場として、地域に根ざした身近な活動拠点としての公民館の役割を認識し、主体的・積極的に公民館運営に取り組めるよう支援します。

³⁶ 「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの（社会教育法第10条）で、自主的な運営を行っている団体です。市教育委員会では社会教育団体として認定制度を設け、施設の紹介や相談等各種支援を行っています。

³⁷ 「公民館主事」とは、本市の場合、地域の住民から市教育委員会が委嘱したボランティアで、講座・学習会等の企画・運営や、地域との連携等公民館事業に従事します。

市民が安全に、また快適に生涯学習活動を続けられるように、その拠点となる社会教育施設を適正に維持・管理するとともに、利用者のニーズを把握して、それに対応できるよう機能の充実に努めます。

特に図書館では、各種サービスを強化し、生涯にわたる学習を支える場としての支援機能を充実させます。アンケート等により市民のニーズを正確に把握しながら、蔵書資料やシステムのさらなる充実・改善、新たなサービスの提供方法等についても検討し、利用者の利便性の向上に努めます。同時に、広報やホームページ等で積極的に図書館の魅力を発信するとともに、郷土に係る資料を充実させ、ふるさと教育の支援に努めます。

また、美術館では、市民の芸術に対する感性を育むため、幅広く鑑賞の機会を提供するとともに、本市の芸術・文化振興の中心拠点として、また市民の文化芸術活動やコミュニケーションづくりの場としての機能を強化させます。

さらに、優れた美術作品をより安定的かつ継続的に展示できるよう、計画的な資料の収集に努めます。

桃源文化会館についても、芸術・文化振興の拠点として、市民が文化・芸術に触れる機会を充実させると同時に、適切な管理と整備に努め、より有効に活用されるよう取り組みます。

<主な取り組み>

○ 図書館レファレンスサービスの充実

ビジネス支援、子育て支援、シニア支援等市民の課題解決に資するためのサービスを提供します。

また、職員の資質向上を図り、資料や情報を的確に案内するレファレンスサービスの機能強化に努めます。

○ ふるさと人物室の充実

近代を中心に活躍した本市にゆかりのある人々を紹介する展示・資料室「南アルプス市ふるさと人物室」を設け、子どもも含めた多くの市民にとって、ふるさとの歴史や人物を再発見できる魅力ある展示を積極的に開催していきます。

○ 図書館ボランティア活動の推進

子どもたちが本の楽しさや面白さを知り、読書習慣を身に付け、豊かな心や生きる力を育むための、おはなしボランティアや資材ボランティアの人材育成と支援に努めるとともに、その活動を促します。

併せて、名作を耳で聞く楽しさを市民に伝え、読書の世界へいざなう、朗読ボランティアの育成や活動の支援を推進します。

○ 芸術・文化の鑑賞機会の充実

美術館が中心となって、展示技術の向上や専門職員の資質向上を図り、魅力ある企画展や特別展を数多く開催し、多様な芸術・文化に親しむ機会の提供に努めます。

また、名取春仙をはじめとする郷土にゆかりのある芸術家の作品を継続的に展示し、芸術・文化の継承についての意識を高めていきます。

併せて、優れた音響設備を活かして、桃源文化会館において音楽・芸術鑑賞の機会をさらに充実させていきます。

○ 子どもへの教育普及活動の充実

子どもたちが豊かな創造性や感性等を育み、ふるさとへの理解と愛着を深めるため、学校や地域と連携して、多彩な芸術・文化や、郷土の画家の作品に親しむ機会を設ける等美術館の特性を活かした教育普及活動に取り組みます。

○ 芸術・文化活動の場の提供

市民にとって身近な文化活動の場として、地域の文化団体等が学びの成果を発表できる場として、美術館の市民ギャラリーとして機能充実に努めます。

また、桃源文化会館の適正な維持・管理と運営に努め、芸術活動における創造・練習・発表の場や交流の場として、さらに利用を促進していきます。

○ 資料の収集・保存・継承

各施設で収蔵している資料の状態や性質に配慮し、適切な保存・管理を徹底し、良好な状態で長く後世に保存していきます。

また、本市にゆかりのある資料を積極的・計画的に収集し、次世代へ確実に継承するよう努めます。

○ 社会教育施設の整備・充実

市民が安心して利用できるよう、生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館・美術館・文化会館等の社会教育関連施設を適正に管理・運営するとともに、長期的な視野に立って、利用者ニーズに応じた施設のあり方を検討し、利用しやすい環境の整備に努めます。

「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもから大人まで、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書とともに楽しむ環境づくりを継続して進めます。

<主な取り組み>

○ 市民の読書活動の推進

市民が読書によって感性を磨き、表現力を高め、想像力を働かせることで、より豊かな人生を送れるよう、市民の読書ニーズに対応した蔵書の充実に努めます。

また、あらゆる機会を通して読書活動の啓発に努め、生涯にわたる読書習慣の形成を図ります。

○ 子どもの読書活動の推進

生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、子どもの頃から文字・活字に親しみ、多くの本とふれあうことが特に重要であることから、家庭における読み聞かせや、家族みんなで読書を楽しみ、感想を話し合うことで互いのコミュニケーションを深める家読（うちどく）等の読書活動を推進します。

また、子どもと本を結ぶさまざまな事業をさらに充実させるとともに、ブックスタート事業³⁸やセカンドブック事業等子どもの発達の段階に応じた読書支援を行います。

さらに、各学校においても読書活動の重要性を再認識し、読書の習慣化を推進し、市単独での学校司書の配置や学校図書館の蔵書充実に努めます。

³⁸ 本市においては、親子が心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、4ヶ月児健診時に絵本を手渡す活動（ブックスタート事業）を行っています。さらに、読書活動を通して言葉を学び、豊かな想像力等が身に付くよう願いを込めて、平成29年度から小学校新入学児童に本を手渡す活動（セカンドブック事業）も実施します。

■ 施策7 子どもの成長を支える環境の整備

<施策の方向>

地域社会の中で、人と人との関わり合いや、さまざまな体験活動を積み重ねることにより、自らの関心・考えに基づいて自主的に行動する能力を子どもが身に付けられるように支援していきます。

また、教育の最も基礎となる家庭教育の担い手である保護者を支援するため、保護者が相談・交流できる体制づくりに取り組み、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携を密にして、子どもたちの健やかな育ちと豊かな学びを支援するための活動を推進します。

<施策の柱>

- ① 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり
- ② 青少年の健全育成の推進
- ③ 放課後の子どもの居場所づくり

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
家庭や地域において、健全育成のための青少年教育が行われていると回答した市民の割合	23.7%	40%	家庭や地域ぐるみの青少年教育の推進状況を示す
青少年育成市民会議 ³⁹ 主催の市内一斉あいさつ運動の参加者数	975 人	1,800 人	地域ぐるみの青少年健全育成の推進状況を示す
放課後子ども教室の開催延べ回数	65 回	98 回	放課後における児童の居場所づくりと健全育成の推進状況を示す

※資料：市民アンケート調査・生涯学習課、各年度末時点の値

39 「青少年育成市民会議」とは、家庭・地域・学校等が連携しながら青少年の健全育成を図ることを目的に、地域の実情に即した市民活動を展開している団体です。

学校や地域と連携して、子どもが基本的な生活習慣や自立心を身に付け、社会性等を育むことができるよう、家庭教育の機能回復と向上に努めます。

また、保護者等が不安や悩みを相談するとともに、子どもの成長に関する情報も得られる相談体制の整備・充実を図ります。

<主な取り組み>

○ 家庭や地域と連携した地域教育力の向上

あいさつ運動、環境浄化活動等の啓発活動に青少年育成市民会議を中心とした地域の大人たちが率先して取り組み、子どもと家庭とが、地域社会とのつながりを強める活動を促進・支援していきます。

○ 組織的教育相談の実施

保護者や子どもが安心して悩みを相談できるよう、市が配置するスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）、臨床心理士等が学校と連携しながら教育相談にあたり、それぞれが必要な情報提供や助言・支援を受けられる体制を充実させることで、問題行動の未然防止と早期改善、貧困等家庭環境の課題解決を目指します。

また、学校においては、スクールサポーター等関係諸機関との連携を強め、きめ細やかな対応に努めます。（施策2 施策の柱③ 再掲）

○ 地域人材を活かした教育活動の推進

市と学校とで連携して学校ボランティアや学校応援団員の増員に努め、地域人材を活用することにより、地域の教育力を向上させ、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。（施策4 施策の柱② 再掲）

○ 学校安全への取り組み

登下校の時間も含めて、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、各学校が市・家庭や子ども見守り隊等の地域関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に取り組んでいきます。（施策4 施策の柱② 再掲）

○ PTA活動への支援

学校の環境を整え、教育活動を充実させるため、学校ごとで取り組んでいるPTA活動のさらなる充実を支援します。

また、南アルプス市連合PTAが開催する喫緊の教育課題や市の教育活動に関する学習会を支援し、家庭の教育力の向上を図るとともに、家庭と学校及び行政が課題を共有しながら、子どもたちの健全な成長に向けて連携して取り組みます。（施策4 施策の柱② 再掲）

地域における人と人との関わり合いや、集団での体験活動等の充実に取り組み、子どもに他人を思いやる優しさや自律心、社会性等を養います。

また、子どもは地域社会で守り育むという観点から、インターネットやモバイル端末等のICT機器を使いこなす力を子どもたちに身に付けさせる取り組みを実施するとともに、青少年団体の活動を促進して、有害情報から子どもたちを守る活動を継続して推進していきます。

<主な取り組み>

○ ジュニアリーダーの養成

中学生を対象として、集団の一員としての自覚や責任を持ちながら適切に行動できる人材や、地域の子どもたちのさまざまな活動をサポートし、リーダーとして活躍できる子どもを養成する研修会を実施します。

また、地域のお祭り等のイベントに子どもたちが参画・行動し、学んだことを実践で活かせるよう支援していきます。

○ 姉妹都市交流事業の推進

本市と姉妹都市協定を締結している自治体と隔年で交互訪問を実施し、生まれ育った環境が異なる子どもとの交流や歴史・文化を体験する機会を設けることにより、子どもたちに、相手に対する思いやりの心や感謝の気持ちを育むとともに、ふるさとの良さを再認識し、地域社会の一員としての自覚を促す等子どもたちの心身の発達を促します。

○ 各種団体の活動促進

子どもが異世代の住民とふれ合い、社会生活の基本を学ぶため、接点となる子どもクラブ⁴⁰や育成会活動を促進します。

また、保護者も含め、地域ぐるみで子どもたちの成長を見守り支える青少年育成市民会議や青少年育成推進員⁴¹の活動を支援します。

40 「子どもクラブ」とは、就学前の幼児から中学校3年生までを構成員とし、地域を基盤とした異年齢の子どもが集まる団体で、他市町村では「子ども会」と呼ぶ場合もあります。また「育成会」とは、地域の育成者が力を合わせて子どもクラブ活動を援助するための組織です。

41 「青少年育成推進員」は、市から委嘱され、地域における青少年健全育成運動の推進や青少年団体等の活動促進に取り組んでいます。

○ 情報モラル教育の推進

保護者や子どもに対して、インターネットの危険性や依存の影響等を周知し、情報モラル向上のための啓発活動を行います。

また、インターネット犯罪から身を守る行動等を身に付けるための手段や、トラブルが起きた際の解決方法・対応策を学ぶ情報モラル教育を推進します。

○ 有害情報への対応

青少年育成市民会議や青少年育成推進員と連携して、コンビニエンスストアやDVDレンタル店等における有害図書・DVDの区分陳列や年齢確認の徹底を申し入れる等、地域の大人たちが有害情報から青少年を守る取り組みを積極的に推進します。

放課後や休日に、子どもたちが安心して過せる居場所と活動の拠点を確認するため、放課後子ども教室⁴²事業を継続して実施するとともに、遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブ⁴³と連携を図りながら、事業の拡大に取り組みます。

<主な取り組み>

○ 放課後の子ども支援の連携強化

放課後子ども教室と放課後児童クラブとが日常的・定期的に情報交換を行う等連携を強化し、放課後の子どもの居場所を確保します。

さらに、他市町村での取り組み等も研究しながら、子どもたちにさまざまな活動機会を提供できるよう放課後子ども教室の拡充に努めます。

○ 活動拠点の充実

子どもたちが安全に安心して過せるように、放課後子ども教室を実施する施設の確保に努めます。

○ 指導員等の養成

支援に関わる指導員等に研修会等へ積極的な参加を呼びかけ、資質の向上を図ります。

42 「放課後子ども教室」とは、文部科学省が所管し、全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供するものです。

43 「放課後児童クラブ」とは、厚生労働省が所管し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供するものです。

■ 施策8 スポーツ・レクリエーションの振興

< 施策の方向 >

全ての市民が、スポーツ活動をいつでも実践できる環境を整え、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることを目指します。

そのため、市民が気軽にスポーツを楽しむ機会を提供し、関心を高める施策を展開するとともに、スポーツ関係団体と協力・支援しながら、各種大会の開催等スポーツ振興を推進します。

また、スポーツ活動の基盤となる体育施設については、適正な管理・運営と整備・改修を進め、スポーツやレクリエーションを安全に安心して行うことができる環境を整えます。同時に、施設の運営やスポーツの指導に携わる人材の確保・育成に努めます。

< 施策の柱 >

- ① 生涯スポーツ活動の推進
- ② 人材の育成と団体支援
- ③ スポーツ施設の整備・充実

< 成果指標 >

指標	現況値	目標値	説明
	平成 27 年度	平成 33 年度	
習慣的にスポーツやレクリエーション活動を行っている と回答した市民の割合	37.4%	50%	スポーツ普及活動の 成果を示す

※資料：市民アンケート調査、各年度末時点の値

既存のスポーツ教室・イベントの見直しや、各スポーツ施設におけるプログラムの拡大を促し、幅広い年齢層の市民が、それぞれの趣向に合わせて、健康づくりにつながるスポーツに気軽に取り組める環境をつくっていきます。

特に、子どもの体力・運動能力の向上のため、スポーツに親しむ機会を充実させ、運動が好きな子どもを増やす取り組みを実施します。

また、各種大会観戦や、スポーツの健康効果等の情報も併せて提供し、スポーツを始めるきっかけづくりに努めます。

<主な取り組み>

○ 多様なスポーツ機会の提供

市民のスポーツニーズの把握に努め、各種スポーツ教室や大会・イベントを充実させることにより、子どもから高齢者まで、気軽にスポーツができる機会を広く提供します。

また、スポーツ関連情報の収集・提供を積極的に行い、試合観戦等スポーツに触れる機会を増やすことによって、スポーツの楽しさや効果を伝え、市民の意欲と関心を高めます。

○ スポーツ推進委員会との連携

スポーツ推進委員会と行政・地域が連携し、「だれでも・どこでも・ひとりでも」気軽に取り組むことのできるウォーキングやラジオ体操等の健康運動の普及に努めます。

また、ニュースポーツ⁴⁴の講習会や教室を積極的に開催し、気軽にスポーツを体験できる場を提供します。

○ スポーツプログラムの提供

体育施設の管理・運営に当たって、民間事業者の専門的な知識を活かし、質・満足度のともに高いスポーツ活動を提供することに努めます。

○ 子どもがスポーツに親しむきっかけづくり

保護者や家族等子どもが身近な人々と一緒に、気軽に参加して楽しめるス

44 「ニュースポーツ」とは、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽にできるスポーツです。競い合うことよりも楽しむことを重視し、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするとして注目されています。

ポーツイベントを企画・開催し、スポーツに親しむ習慣や意欲の醸成を図ります。

○ 地域スポーツクラブの活動支援

子どもを対象とした地域スポーツクラブの情報を市民に提供するとともに、スポーツ少年団⁴⁵や総合型地域スポーツクラブへの加入を促進し、子どもたちがスポーツ活動を継続していく場の確保に努めます。

⁴⁵ 「スポーツ少年団」とは、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、昭和 37 年に財団法人日本体育協会によって創設された社会教育団体です。軟式野球、サッカー、バレーボール等の種目があり、学校や公共施設を拠点として活動しています。

スポーツ振興の基盤となる各種団体の活動を支援し、市民の興味・関心や競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツを行う機会の確保に努めます。

併せて、スポーツ活動を支える知識と指導力を持った質の高い指導者とボランティアの育成・確保に努めます。

また、競技スポーツの振興を図るため、行政と競技団体とがそれぞれの役割を踏まえた上で、相互に連携・協力していきます。

<主な取り組み>

○ 体育協会の組織強化と育成

本市の生涯スポーツや競技スポーツの普及と活動において、中心的な役割を担っている体育協会への継続的な支援を実施していきます。

また、特に運営支援等を行うことで、活動の充実と組織運営の強化を図ります。

○ 各種団体への活動支援

体育協会加盟団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等地域に根付いた団体スポーツそれぞれが抱える問題点や課題を共有し、さらに活動を充実させるよう取り組みます。

○ 競技スポーツの振興

各競技団体等が競技レベル向上のための強化策を実施するとともに、その活動の充実を図るため、山梨県の代表として各種大会へ出場する際の経費を一部補助する等の支援に取り組みます。

また、本市から国際舞台で活躍する多くの選手や指導者を輩出しているホッケー競技について、本市の誇りとなる選手が数多く育つように、競技自体の認知度を高めるための普及活動や競技人口の拡大、競技レベルの向上に努めます。

○ スポーツ指導者等の養成

体育協会やスポーツ推進委員会等と連携して養成講習会等を開催し、また競技団体の指導者研修会等を支援することにより、スポーツ推進に寄与する指導者の養成と資質向上に関する取り組みを充実させます。

○ ボランティアの確保・充実

市を挙げて開催している桃源郷マラソン大会をはじめとして、各種球技大会や普段のスポーツ活動を支えるボランティアスタッフを確保するため、ボランティアがやりがいを持って活動できる仕組みを検討します。

スポーツ施設の適正な維持・管理を行い、市民がスポーツを楽しむための安全・安心な環境の確保に努めるとともに、施設・設備の長寿命化や中・長期的計画に基づいた更新・改修を行っていきます。

また、学校運営に支障のない範囲で、スポーツ拠点としての利便性を最大限確保する方法を検討しながら、学校体育施設の利用を促進します。

<主な取り組み>

○ **スポーツ施設の整備・充実**

市のスポーツ施設の適正な維持・管理を行うとともに、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化等の修繕・改修を計画的に実施し、施設・設備の長寿命化と有効活用に努めます。

特に、夜間照明施設のLED化を進め、夜間利用時の利用者の安全確保とランニングコストの削減に努めます。

○ **学校体育施設の効果的・効率的な管理・運営**

指定管理者制度を活用して、施設の予約や利用方法等についてサービスの内容を充実させ、利用者にとって身近で使いやすい施設としての運営に努めます。